

人身取引対策推進会議（第13回） 議事録

1 日時

令和8年9月15日（火）午前11時10分～午前11時25分

2 場所

総理大臣官邸3階南会議室

3 出席者

木原内閣官房長官（議長）

尾崎内閣官房副長官（司会）

平口法務大臣、上野厚生労働大臣、あかま国家公安委員会委員長、黄川田内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、佐藤内閣官房副長官、国光外務副大臣、小林文部科学副大臣、山田経済産業副大臣、山本農林水産大臣政務官、永井国土交通大臣政務官、露木内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、河邊内閣官房副長官補、佐伯内閣広報官、貴田内閣官房内閣審議官

4 議事内容

【尾崎内閣官房副長官】

それでは、会議を開催いたします。

まず、議題1の「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）について、阪田内閣官房副長官補から説明をお願いします。

【阪田内閣官房副長官補】

「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）につきまして、資料1－1の概要版で御説明いたします。

これは、主に令和7年に行った、関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものです。

まず、人身取引の実態把握として、1枚目をご覧ください。昨年は78人の被害者を保護しており、前年比12人の増加となっています。被害者のうち、66人が日本人、12人が外国人となっております。また、女性や18歳未満の児童の被害者が多くを占めております。

次に、人身取引の被疑者については、検挙人員が78人であり、大半が日本人となっております。

2枚目を御覧ください。人身取引に係る取組として、「人身取引の防止」、「被害者の認知の推進」、「人身取引の撲滅」、「被害者の保護・支援」及び「対策推進のための基盤整備」について記載しております。

具体的には、広報啓発、取締り、被害者からの相談対応、諸外国との連携等の取組をとりま

とめておりますが、詳細については、後ほど御覧いただけましたらと存じます。

以上が、年次報告の案でございます。今後とも、人身取引の撲滅を目指して各種施策を推進してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

それでは、「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）について、本推進会議の決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

【尾崎内閣官房副長官】

御異議無いようですので、原案のとおり決定したいと思います。

続きまして、議題２の「人身取引対策行動計画２０２６」の案について、阪田内閣官房副長官補から説明をお願いします。

【阪田内閣官房副長官補】

「人身取引対策行動計画２０２６」（案）について御説明いたします。

お手元の資料２－１を御覧ください。

人身取引は、重大な人権侵害であるとともに、深刻な国際問題であり、これまで、政府を挙げて対策を推進し、一定の成果を上げてきました。

しかし、人身取引事犯の被害者数は増加傾向にあるところ、本年１月の官房長官からの御指示を受け、今般、「人身取引対策行動計画２０２２」を改定し、人身取引対策の充実強化を図ることといたしました。

「人身取引対策行動計画２０２６」（案）では、先ほど御説明いたしました人身取引の被害等の実態を念頭に、

- ・ 悪質ホストクラブ対策の推進
- ・ 近時の社会情勢等を踏まえた売買春に係る規制の在り方についての必要な検討
- ・ 特定技能制度の適正化と育成就労制度の創設
- ・ 法テラスにおける犯罪被害者等支援弁護士制度による包括的・継続的な援助

等を盛り込んでおります。

「人身取引対策行動計画２０２６」のとりまとめを踏まえ、今後、政府一体となった総合的かつ包括的な対策を更に推進していくこととしております。

【尾崎内閣官房副長官】

ただいまの説明に関連して、黄川田内閣府特命担当大臣から御発言をお願いします。

【黄川田内閣府特命担当大臣】

男女共同参画及びこども政策担当大臣として申し上げます。

人身取引は重大な人権侵害であり、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。そして、その被害の回復は非常に困難です。

内閣府においては、被害直後から相談を受け、医療的支援、心理的支援等を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の相談員の処遇改善、24時間・365日対応を進めるとともに、夜間・休日のコールセンターの運営を支援してまいります。

加えて、ワンストップ支援センターにつながる全国共通番号、SNS相談窓口の周知を進め、男女を問わず、性的搾取を含む性犯罪・性暴力による被害者への支援を充実させてまいります。

あわせて、性的搾取を行おうとする者を減らすため、ポスターや動画において、具体的な行為を挙げて、法律違反であり刑罰が科せられる可能性があること等を周知し、犯罪行為の抑止を目指した啓発を行ってまいります。

また、人身取引の加害者を見つけた場合や被害の申告先、相談窓口の周知を行ってまいります。

また、こども家庭庁においては、人身取引の被害者が児童である場合には、必要に応じ、児童相談所において、心理的ケアや精神的治療を実施してまいります。

今後とも、関係省庁と連携し、取り組んでまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、あかま国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【あかま国家公安委員会委員長】

令和7年に警察において取り扱った人身取引事犯をみると、その多くが性的搾取事案であります。

また、被害者に占める児童の割合が6割以上となるなど、人身取引事犯をめぐる情勢は、依然として憂慮すべき状況にあります。

今後とも、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識のもと、

- ・ 児童の性的搾取事犯等の取締りに係る国際協同オペレーションへの参画等を通じた国際連携の強化
- ・ 風営適正化法に基づく取締りをはじめとする悪質ホストクラブ対策
- ・ その他各種法令を駆使した厳正な取締り

を推進するとともに、

- ・ 関係機関と連携した広報啓発等により、人身取引事犯の未然防止や早期認知に努めるよう

警察を指導してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、平口法務大臣から御発言をお願いします。

【平口法務大臣】

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められるものであって、政府を挙げて対策を講ずる必要があるものと認識しております。

人身取引事犯に対しては、関係法令を駆使してその撲滅を図ることが肝要であるところ、人身取引に関連する事案に対して適用し得る法令の一つである売春防止法に関して、法務省においては、「売買春に係る規制の在り方検討会」を開催し、売買春に係る規制の在り方について、有識者の幅広い知見等に基づき御議論いただいているところであります。

今後、同検討会の取りまとめがなされた場合には、法務省において、その内容を十分に踏まえつつ、必要な法整備に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、外国人が人身取引の被害を訴え出やすい環境を一層整備するため、出入国在留管理庁のホームページに、外国人が被害を申告するための多言語対応の入力フォームを設け、同フォームに入力した内容が担当する地方出入国在留管理官署へ送られる仕組みを構築することとしております。

現在、この仕組みの早期の運用開始に向け、同庁において具体的な準備を進めているところであります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、国光外務副大臣から御発言をお願いします。

【国光外務副大臣】

外務省では、国内での外国人の人身取引を未然に防ぐため、在外公館において厳格な査証審査や啓発活動を行っています。また人身取引被害が認知された際は、国際移住機関（IOM）を通じて被害者の帰国及び社会復帰を支援しています。

一方、国外では、JICA等を通じて、東南アジア諸国を始め、各国の警察や入管当局等に対する人身取引対策の研修を実施しています。さらに、海外安全ホームページ等を通じ、日本人が人身取引を助長するようなことがないよう啓発活動を継続しています。

今後とも、我が国の人身取引対策について国際社会から正しい理解が得られるよう、丁寧に説明してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、上野厚生労働大臣から御発言をお願いします。

【上野厚生労働大臣】

厚生労働省においては、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、新しい行動計画において所要の取組を盛り込むとともに、様々な人身取引被害者の保護・支援等に取り組んでまいりました。

例えば、女性相談支援センターにおいて、人身取引被害者を保護し、生活支援や心理的ケアを行っているほか、近年では悪質ホストクラブの被害者から相談を受け付けているところであり、引き続き関係機関と連携しながら、被害者の保護や支援を行う体制の充実に努めてまいります。

また、技能実習制度を発展的に解消し、創設する育成就労制度については、

- ・ 本人の意向による転籍を一定の要件のもとで認めること
- ・ 悪質な送出機関を排除するための二国間取決めを作成すること

などにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図ることとしています。

先般、タイ王国等との間で二国間取決めを作成したところであり、来年4月からの運用開始に向け、必要な準備を進めてまいります。

引き続き、新しい行動計画も踏まえ、関係府省庁と緊密に連携し、人身取引対策を推進してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。

それでは、「人身取引対策行動計画2026」の案について、犯罪対策閣僚会議にお諮りしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【尾崎内閣官房副長官】

御異議無いようですので、犯罪対策閣僚会議にてお諮りさせていただければと思います。これからプレスが入りますので、しばらくお待ちください。

(プレス入室)

【尾崎内閣官房副長官】

木原官房長官から御指示をお願いいたします。

【木原内閣官房長官】

人身取引は、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その回復が非常に困難なことから、重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応が必要となり

ます。

また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、国際社会が連携して取り組むべき共通の課題でもあります。

今回、政府として、一層の対策強化のため「人身取引対策行動計画2026」の案を取りまとめました。

人身取引は潜在性の高い犯罪であり、また、人身取引の被害者の中には、自身が被害を受けていること、救い出されるべき立場にあることを認識していないものもいるとの指摘もあります。

そのような中、近年、日本人が人身取引の被害者となる事案の事例や割合が増えています。

今回の行動計画案ではこのことも念頭に、

- ・ 人身取引事案を惹起することもある、悪質ホストクラブへの対策の推進
- ・ 近時の社会情勢等を踏まえた売買春に係る規制の在り方についての必要な検討を進めること

など、性的搾取を目的とした人身取引に関係するものを含め、幅広い対策・取組が盛り込まれました。

各関係大臣におかれては、以上申し上げたことに加え、「人身取引対策行動計画2026」のとりまとめを踏まえ、

- ・ 国際社会とも連携した、実態把握の徹底
- ・ 入国管理、在留管理の徹底等を通じた人身取引の防止
- ・ 人身取引が潜在性が高いことを念頭に置いた、被害者の認知と保護・支援に関する取組の推進
- ・ 国内及び国境を越えた犯罪の取り締まりの徹底
- ・ 人身取引対策に係るアジア諸国など諸外国政府との連携や支援の強化を通じた基盤整備

などについて、万全を期し、政府一体となった人身取引対策を更に推進していただくようお願いいたします。

(プレス退室)

【尾崎内閣官房副長官】

それでは、これで人身取引対策推進会議第13回会合を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上